時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 牧野高等学校 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが２件あった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事実発生時期 | 人数 | 延べ件数 | | 令和元年12月 | １名 | ２件 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 | 勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。  　また、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するように周知した。  　今後は、職員が時間外勤務  実績の登録を速やかに行うと  ともに、直接監督責任者が確  認を行い、適正な服務管理を  行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

建設仮勘定の精算事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 夕陽丘高等学校 | 令和元年度の財務諸表（貸借対照表）において、1,360,800円を建設仮勘定に計上していた。  本件の内容を確認したところ、ＢＯＸ及び切替機取付に伴うＬＡＮ配線工事・ネットワーク構築について、工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約件名 | 契約金額 | 未精算額 | | 令和元年度 | ＢＯＸ及び切替機取付に伴うＬＡＮ配線工事・ネットワーク構築 | 1,360,800円 | 1,360,800円 | | 当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。  　また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務諸表作成基準】  （固定資産の分類及び計上）  第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。  (7)建設仮勘定  　　　行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。  【建設仮勘定取扱要領】  （建設仮勘定の精算）  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の異動登録）  第５条  ２　異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。  (3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。 | 過年度の建設仮勘定の精算は所属では行えないため、会計局会計指導課に修正登録を依頼し、本資産勘定への精算が行われた旨の連絡を受けた。  　また、財産系の処理については、公有財産台帳システムに登載を行った。  　今後は、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 富田林高等学校 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが３件あった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事実発生時期 | 人数 | 延べ件数 | | 令和元年５月 | １名 | １件 | | 令和元年６月 | １名 | １件 | | 令和元年７月 | １名 | １件 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 | 勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。  　また、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するように周知した。  今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適正な服務管理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年11月19日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 枚岡樟風高等学校 | 管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済の誤った旅行命令の取消を忘れたため、重複登録のまま承認されたものがあった。  また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 旅行日 | 旅行命令 | | 過払旅費額 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ａ | 令和２年１月27日 | 令和２年１月23日 | 令和２年１月31日 | 780円 | | Ｂ | 令和２年２月３日 | 令和２年２月８日 | 令和２年２月13日 | 600円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 | 過払いとなった旅費については、監査受検後に戻入手続を行い、返納済みである。  　今後の対応策として、承認者による確認の徹底とともに、旅費担当者が、支出伺の際に、システムからデータを抽出し、エラーチェックすることでのダブルチェックを行う。  　具体的には、抽出データを氏名、旅行開始日順にソートすることで、重複登録を判明しやすくした。  　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

不適切な服務管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 茨木工科高等学校 | 下記について、特別休暇（親族の喪に服する場合）の対象とならないものを承認していた。   |  |  | | --- | --- | | 続柄 | 休暇承認日 | | 配偶者のおば | 令和２年１月17日 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】  （特別休暇）  第15条　任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。  　六　前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合人事委員会規則で定める期間  【職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則】  （特別休暇）  第10条　条例第15条第６号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。  　六　親族の喪に服する場合　別表第５に定める日数以内で必要と認める期間  　別表第５（第10条関係）   |  |  | | --- | --- | | 死亡した者 | 日数 | | 父母、配偶者、子 | ７日 | | 祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母 | ３日 | | 孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 | １日 |   　（以下略） | | 誤って承認した特別休暇については取り消し、年次休暇として処理を行った。  　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年１月８日）

不適切な服務管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 茨木工科高等学校 | 定期健康診断（二次検査含む。）の受診について、府教育委員会指定健診機関に指示された医療機関以外で受診しているにもかかわらず、職務に専念する義務を免除しているものがあった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 健康診断名 | 受診日 | 職務に専念する義務の  免除を承認した時間 | | Ａ | 心電図検査二次検査 | 令和元年  ６月10日 | 午後０時30分　から  午後２時30分　まで | | 心電図検査二次検査 | 令和元年  ７月８日 | 午後０時30分　から  午後０時50分　まで | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【地方公務員法】  (職務に専念する義務)  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  (職務に専念する義務の免除)  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、[次の各号](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000275.html#e000000037)の１に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  （略）  ニ　厚生に関する計画の実施に参加する場合  【学校職場における勤務条件等（制度解説）】（府立学校版）  第７章　服務  　７　職務専念義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく）  　　○　条例に基づく職務専念義務の免除  　　　　本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | | 条　例  第２条  第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理  ア．希望者を対象のもの  　 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検診 |  |   ○　府教育委員会が実施する健康診断受診に伴う服務の取扱い  （府教育委員会指定健診機関に指示された医療機関で受診の場合に限る。二次検査も同様。）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 健康診断の種類 | 検査項目等 | 取扱い | | 定期健康診断 | 尿検査、血圧測定、身長・体重、視力検査、聴力検査、腹囲測定、結核検査、血液検査、心電図検査、胃検査、医師の診察 | 出張 | | | 誤って承認した職務専念義務の免除については取り消し、年次休暇として処理を行った。  今回の指摘事項の原因は、申請者が職員健康管理事業における服務の取扱いについての正確な理解を欠いていたことと、直接監督責任者の確認不足であった。  今後は、職員が服務に係る申請を適正に行うとともに、直接監督責任者が承認を行う際には、その要件の確認を徹底し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年１月８日）

行政財産使用許可等の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 茨木工科高等学校 | 平成29年７月24日付け大阪府教委指令茨工科第６号による行政財産の使用許可について、当該行政財産の使用を許可された者から行政財産使用許可変更申請書の提出があり、本来、内容審査の上、支障が無いと判断される場合は行政財産使用変更許可書を交付すべきところ、これについて、新たな行政財産使用許可書を交付していた。  １　当初許可内容（平成29年７月24付け大阪府教委指令茨工科第６号）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 建物 | 厨房 82.88㎡  （物置等含む） | 食堂の営業 | 436,320円 | 平29.９.１～令４.３.31 | | 自動販売機３台  （0.5㎡以上  1.0㎡未満） | 自動販売機の設置 |   ※　平29.９.1～平30.３.31までの使用料は253,500円。    ２　行政財産使用許可変更申請書（平成31年２月18日付け）の内容  　　①　許可数量の変更　変更前82.88㎡　変更後82.70㎡  　　②　変　更　理　由　食堂に設置している券売機（0.18㎡）の撤去に伴う使用面積の減  　　③　使用許可の期間　平成29年９月１日から令和４年３月31まで（変更なし）  　３　誤）行政財産使用許可変更申請に伴い新たに交付された行政財産使用許可書の内容  　　　　　（平成31年２月20日付け大阪府教委指令茨工科第９号）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 建物 | 厨房 82.70㎡  （物置等含む） | 食堂の営業 | 435,560円 | （注１）  平31.４.１～令４.３.31 | | 自動販売機３台  （0.5㎡以上  1.0㎡未満） | 自動販売機の設置 |   　（注１）使用許可の期間について、変更する必要はないにもかかわらず、許可期間を変更していた。  　４　正）本来交付すべき行政財産使用変更許可書の内容   |  |  | | --- | --- | | 変　　更　　前 | 変　　更　　後（注２） | | ①　許可数量　厨房 82.88㎡（物置等含む）  ②　年間使用料　436,320円 | ①　許可数量　厨房 82.70㎡（物置等含む）  ②　年間使用料　435,560円 |   　（注２）変更部分について、変更前と変更後を対比した行政財産使用変更許可書を交付すべきであった。 | 検出事項について、速やかに是正措置を行われたい。  また、今後は行政財産の使用許可の手続について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【公有財産事務の手引】  第３章　公有財産の管理事務  第７節　使用許可  第７　使用許可の変更使用許可を受けた物件の名称、所在場所、構造、数量（面積）、使用期間、使用料及び利用目的を当初の使用許可との同一性を失わせることなく変更する場合をいう。  【行政財産使用許可書】  第１０　使用者は、物件の修繕その他の管理上必要な行為をし、または許可内容の全部若しくは一部の変更を求めようとするときは、事前に書面で申し出て、知事（又は大阪府公有財産規則第３条により委任を受けた者）（以  下「許可者」という。）の承認を受けなければならない。  （行政財産使用変更許可書（様式）は「平成28年３月４日付け財活第1925号」において通知されている。） | 当該使用者に対し、行政財産使用変更許可書を交付した。  　今後は行政財産の使用許可の手続について、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年１月８日）

行政財産使用許可等の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 茨木工科高等学校 | 茨木工科高等学校の所有物でない、下記の物件が学校敷地内に設置されているが、行政財産の使用許可等の手続を行っていなかった。     |  |  | | --- | --- | | 物件名 | 数量 | | カーブミラー | １ | | 検出事項について、設置者を調査・確認のうえ、撤去や使用許可等の適否を判断し、所要の手続を行うとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【地方自治法】  （行政財産の管理及び処分）  第238条の４  ７　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。  【大阪府公有財産規則】  （管理の原則）  第14条　公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。  （使用許可の範囲）  第22条　行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の４第７項の規定により、その使用を許可することができる。  一　府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。  二　国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。  三　水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。  四　災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。  五　国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。  六　行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。  七　前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。 | カーブミラー設置者である茨木市道路交通課に、設置について確認・調査を行い、当該カーブミラーは撤去することになり、令和３年３月８日に撤去した。  　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年１月８日）

管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 藤井寺工科高等学校 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが５件あった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 精算日 | | 石川県 | 令和元年８月５日から  同月８日まで | 39,480円 | １人 | 令和元年10月１日 | | 東京都 | 令和元年８月９日から  同月12日まで | 56,880円 | １人 | 令和元年９月30日 | | 千葉県 | 令和元年８月８日から  同月11日まで | 52,440円 | １人 | 令和元年９月30日 | | 千葉県 | 令和元年８月８日から  同月11日まで | 52,280円 | １人 | 令和元年９月30日 | | 東京都 | 令和元年８月10日から  同月11日まで | 39,180円 | １人 | 令和元年９月30日 | | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | | 是正を求められた事項について、職員に対し精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者による確認を徹底することとした。  今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年１月14日から同年２月26日まで）

不適切な服務管理及び管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 藤井寺工科高等学校 | 管内出張であるにもかかわらず、誤って管外出張としてシステム登録を行い、提出状態のままとなっているものが１件あった。  また、誤った状態が修正されずに放置されていたため、旅費が未払いとなっていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 旅行日 | 旅費支給額 | | Ａ | 大阪市中央区 | 令和２年３月24日 | 1,060円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【職員の旅費に関する条例】  (定義)  第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  ８　管内　府の区域内に在勤公署がある場合にあっては府の区域内の地域及び府に隣接する府県の区域内において人事委員会規則で定める地域をいい、府の区域外に在勤公署がある場合にあってはその在勤地内の地域をいう。  【職員の旅費に関する規則】  (管内の範囲)  第６条　条例第２条第１項第８号の規則で定める地域は、次の表の上欄に掲げる府県の区域内について、それぞれ同表の下欄に定める郡市の区域内の地域とする。   |  |  | | --- | --- | | 府県 | 地域 | | 大阪府 | 全域 | | 未払いとなっていた旅費については、追給を行った。  　また、学校総務サービス課に依頼し、出勤簿の修正を行った。  　今後は、是正を求められた事項について、支出命令者及び事務担当者が定期的に確認し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年１月14日から同年２月26日まで）

建設仮勘定の精算事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 中央聴覚支援学校 | 令和元年度の財務諸表（貸借対照表）において、184,910円を建設仮勘定に計上していた。  本件の内容を確認したところ、体育館舞台照明取替工事について、工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約件名 | 契約金額 | 未精算額 | | 令和元年度 | 体育館舞台照明取替工事 | 184,910円 | 184,910円 | | 当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。  　また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務諸表作成基準】  （固定資産の分類及び計上）  第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。  (7)建設仮勘定  　　　行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。  【建設仮勘定取扱要領】  （建設仮勘定の精算）  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の異動登録）  第５条  ２　異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。  (3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。 | 過年度の建設仮勘定の精算は所属では行えないため、会計局会計指導課に修正登録を依頼し、登録が行われた旨の連絡を受けた。  　また、資産となるものについては、公有財産台帳システムに登載を行った。  　今後は、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 八尾支援学校 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合は、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが５件あった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事実発生時期 | 人数 | 延べ件数 | | 令和元年11月 | １名 | １件 | | 令和元年12月 | １名 | ４件 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 | 勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。  　また、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するように周知した。  今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適正な服務管理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

建設仮勘定の精算事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 八尾支援学校 | 令和元年度の財務諸表（貸借対照表）において、3,837,900円を建設仮勘定に計上していた。  本件の内容を確認したところ、令和元年度に実施した「大阪府立八尾支援学校中庭芝生植栽ウッドチップ敷詰工事」及び「大阪府立八尾支援学校ボルダリングウォール設置工事」について、工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。  また、中庭芝生植栽ウッドチップ敷詰工事については、資産価値の生じない工事の為、建設仮勘定に計上する必要はなかったが、これを誤り、計上していたものであった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約件名 | 契約金額 | 未精算額 | | 令和元年度 | 大阪府立八尾支援学校  中庭芝生植栽ウッドチップ敷詰工事 | 1,340,900円 | 1,340,900円 | | 令和元年度 | 大阪府立八尾支援学校  ボルダリングウォール設置工事 | 2,497,000円 | 2,497,000円 | | 当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。  　また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務諸表作成基準】  （固定資産の分類及び計上）  第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。  (7)建設仮勘定  　　　行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。  【建設仮勘定取扱要領】  （建設仮勘定の精算）  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の異動登録）  第５条  ２　異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。  (3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。 | 過年度の建設仮勘定の精算は所属では行えないため、会計局会計指導課に修正登録を依頼し、登録が行われた旨の連絡を受けた。  　また、資産となるものについては、公有財産台帳システムに登載を行った。  　今後は、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

建設仮勘定の精算事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 寝屋川支援学校 | 令和元年度の財務諸表（貸借対照表）において、3,435,480円を建設仮勘定に計上していた。  本件の内容を確認したところ、「遊戯室(Ａ)空調機取付工事」及び「窯業室空調機新設工事」ついて、工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約件名 | 契約金額 | 未精算額 | | 平成29年度 | 大阪府立寝屋川支援学校  遊戯室(Ａ)空調機取付工事 | 1,059,480円 | 1,059,480円 | | 平成30年度 | 大阪府立寝屋川支援学校  窯業室空調機新設工事 | 2,376,000円 | 2,376,000円 | | 当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。  　また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務諸表作成基準】  （固定資産の分類及び計上）  第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。  (7)建設仮勘定  　　　行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。  【建設仮勘定取扱要領】  （建設仮勘定の精算）  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の異動登録）  第５条  ２　異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。  (3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。 | 過年度の建設仮勘定の精算は所属では行えないため、会計局会計指導課に修正登録を依頼し、本資産勘定への精算が行われた旨の連絡を受けた。  　また、財産系の処理については、公有財産台帳システムに登載を行った。  　今後は、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

不適切な服務管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| たまがわ高等支援学校 | 人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 健康診断名 | 健診日 | 健診等の時間 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | | Ａ | 人間ドック | 令和元年  ７月25日 | 午前８時30分  から  午後１時00分  まで | 午前８時30分  から  午後５時00分  まで  （全日） | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【地方公務員法】  (職務に専念する義務)  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  (職務に専念する義務の免除)  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、[次の各号](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000275.html#e000000037)の１に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  （略）  ニ　厚生に関する計画の実施に参加する場合  【学校職場における勤務条件等（制度解説）】（府立学校版）  第７章　服務  　７　職務専念義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく）  　　○条例に基づく職務専念義務の免除  　　　　本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | | 条　例  第２条  第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理  ア．希望者を対象のもの  　 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検診 |  | | | 誤って承認した職務専念義務の免除については取り消し、年次休暇として処理を行った。  指摘事項の原因は、申請者が職員健康管理事業における服務の取扱いについて誤った認識を持っていたことと、直接監督責任者の確認不足であった。  再発防止策として、関係職員へ指摘事項について周知するとともに、  今後は、職員の職務専念義務免除の申請に対して直接監督責任者が承認を行った際は事後確認を行うことを徹底することでチェック体制を強化し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年１月14日から同年２月26日まで）

建設仮勘定の精算事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| たまがわ高等支援学校 | 令和元年度の財務諸表（貸借対照表）において、213,840円を建設仮勘定に計上していた。  本件の内容を確認したところ、平成30年度に実施したカーブミラー取付工事について、工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。  また、当該計上額は資産に該当しない費用（19,440円）が含まれており、建設仮勘定として計上すべき金額にも誤りがあった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約件名 | 契約金額 | 未精算額 | | 平成30年度 | 大阪府立たまがわ高等支援学校　カーブミラー取付工事 | 213,840円 | （注）  213,840円 |   （注）なお、未清算額213,840円は、費用相当額19,440円を含む。 | 当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。  　また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務諸表作成基準】  （固定資産の分類及び計上）  第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。  (7)建設仮勘定  　　　行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。  【建設仮勘定取扱要領】  （建設仮勘定の精算）  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の異動登録）  第５条  ２　異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。  (3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。 | 過年度の建設仮勘定の精算は所属では行えないため、会計局会計指導課に修正登録を依頼し、登録が行われた旨の連絡を受けた。  　また、資産となるものについては、公有財産台帳システムに登載を行った。  　今後は、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（令和－年－月－日、事務局：令和３年１月14日から同年２月26日まで）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 岸和田支援学校 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、当該行為を怠り、未精算となっているものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 旅費支給日 | | Ａ | 豊中市 | 令和元年９月27日 | （注）  15,289円 | 令和元年10月25日 |   　 （注）旅費支給額の内訳  　　 １　岸和田支援学校から豊中市（大阪国際空港）まで鉄道運賃1,060円  　　 ２　豊中市（大阪国際空港）から岸和田支援学校まで借り上げバスの使用料14,229  円（１人）  　　 　　職員Ａは小学部６年の修学旅行の日帰り参加訪問生の引率のため、大阪国際  空港で合流後、当該児童及び引率教職員と伴に借り上げバスに同乗し岸和田支　援学校へ帰校したものである。 | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。  【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。  【府立学校旅費事務の手引】  （生徒を引率する団体旅行における旅費支給の注意点）  ③　生徒を引率する旅行等で、借り上げバスを利用した  場合本来、借り上げバス等の使用料等については、旅費として支出するのではなく、使用料及び賃借料の費目で支出すべき経費です。  しかしながら、教職員が修学旅行や校外学習等で生徒を引率して旅行する場合は、教育的見地と生徒の安全確保の観点から生徒と教職員が集団で旅行する必要があり、借り上げバスを利用することが多い状況にありますので、当該旅行の特殊性を考慮し、旅費として支出するものです。  [対象となる経費]  ・借り上げバスの使用料  ・上記借り上げバスに要する高速道路等通行料  ・　　　　　〃　　　　　　駐車場料金 | 是正を求められた事項について、職員に対して精算の必要性について周知徹底を行った。  　また、支出命令起案時に精算のチェック欄を設けることにより担当者の精算漏れをなくすとともに、精算の起案時において支出命令伺を併せて回付しダブルチェックすることにより、チェック機能を強化する。  　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年１月14日から同年２月26日まで）

管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 岸和田支援学校 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、当該行為を怠り、未精算となっているものが２件あった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 旅費支給日 | | 兵庫県洲本市 | 令和元年８月28日から同月29日まで | 29,090円 | ２人 | 令和元年９月30日 | | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。  【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。  【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 | 是正を求められた事項について、職員に対して精算の必要性について周知徹底を行った。  　また、支出命令起案時に精算のチェック欄を設けることにより担当者の精算漏れをなくすとともに、精算の起案時において支出命令伺を併せて回付しダブルチェックすることにより、チェック機能を強化する。  　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年１月14日から同年２月26日まで）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 箕面支援学校 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが12件あった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 精算日 | | 大阪市此花区 | 令和元年７月24日～同月25日 | 50,000円 | 12人 | 令和２年４月23日 | | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | | 是正を求められた事項について、職員に対して精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者による確認を徹底することとした。  今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年１月14日から同年２月26日まで）

経費支出手続の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 羽曳野支援学校 | 大阪府立羽曳野支援学校受付業務（令和２年３月分）の支払に当たり、誤った請求金額が記載された請求書を確認しないまま支出命令伺書を作成し、決裁権者も誤りに気付かず決裁を行った。  決裁後、請求書の誤りに気付いたことから、支出命令取消伺書作成を行った上で、正しい請求書を徴収し、改めて支出命令伺書を作成しようとしたが、支出負担行為残額が不足していたため、契約期間終了後に増額の経費支出変更伺を行った。  １　契約名称：大阪府立羽曳野支援学校受付業務  ２　契約期間：平成31年４月８日から令和２年３月24日まで  ３　令和２年３月分支払の経過  (1) 請求書（誤）  　　　・日付　　令和２年３月25日  　　　・請求額　3,740円  (2) 支出命令伺書（誤）  　　　・決裁日　令和２年４月22日  　　　・支出命令額　3,740円  　　　※当該支払手続において、財務会計システムで「最終払い」を選択したため、財務会計システム上の当該業務における支出負担行為額が０円となった。  (3) 支出命令取消伺書  ・決裁日　令和２年４月22日  ・支出命令取消額　3,740円  ※支出命令取消による支出負担行為残額　3,740円  (4) 請求書（正）  　　　・日付　　令和２年５月27日  　　　・請求額　3,743円  (5) 経費支出変更伺書  ・決裁日　令和２年５月27日  ・３円（増額）  (6) 支出命令伺書（正）  ・決裁日　令和２年５月27日  ・支出命令額　3,743円 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （支出の命令）  第40条　支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書（様式第30号）を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。  （支出の決定と支払）  第112条 出納員は、第40条の支出命令を受けたときは、当該支出命令に係る支出負担行為が法令又は予算に違反していないか、当該支出負担行為に係る債務が確定しているか等を審査し、支出の決定をしなければならない。  【会計事務の手引き】  第４章第３節  ３　支出命令(支出命令審査)の留意点   |  |  | | --- | --- | | ２　金額に違算は、ありませんか。 | | | (2) 請求金額に誤りは、  ありませんか。 | ・金額の算出に誤りはないか、契約金額との合否、計算の正否について確認します。 |   【会計事務ポータルサイト内ＦＡＱ】  財務会計システムにより支出命令伺書を作成する際『最終払い』を選択すると、当該経費支出伺書の支出負担行為額が“０”となり、残額は予算に戻ります。  この『最終払い』は、利用見込額により経費支出伺いをしたものについて、最終的に生じた不用額を予算に戻すための機能です。  　したがってこの処理は、  ①公共料金又はタクシー使用額等のように年度当初に利用見込額により経費支出伺いをしたもの。  ②複写サービス等の単価契約に基づく見込額を定めたもの。  ③委員の謝礼金等、当日欠席により急きょ不要額が発生し、変更伺をする暇がないとき等についてのみ行うようにしてください。  　それ以外の場合は、契約の変更又は支出決定の変更等によることになるので所属としての意思決定が必要となりますので、『経費支出変更伺書』により支出負担行為額を減額するようにしてください。 | 検出事項について、原因は担当者や決裁権者が正しい請求金額を知らなかったことにある。  　今後は再発防止に向け、契約時に作成される「月別請求金額一覧表」を担当者と決裁権者が保有し、担当者は請求書を受理した時点で金額を確認し、決裁権者も支出命令の起案を決裁する前にその一覧表で金額を確認することでチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年１月14日から同年２月26日まで）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 富田林中学校 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合は、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが３件あった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事実発生時期 | 人数 | 延べ件数 | | 令和元年５月 | １名 | ２件 | | 令和２年２月 | １名 | １件 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 | 勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。  　また、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するように周知した。  今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適正な服務管理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年11月19日）